



# りそな銀行アジアニュース

平成 21 年 9 月 28 日  
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【香港駐在員事務所/中国】

## 「広州市南沙保税港区の供用開始について」

2009 年 8 月 31 日、中国広東省の「広州市南沙保税港区」第 1 期区画が正式に保税港区としての供用を開始しました。今回は、中国国内で 9 番目、広東省では、同時期に認可された深圳市前海湾と共に初めての保税港区となる「広州市南沙保税港区」の概要についてお伝えします。

### 1. 広州市南沙保税港区の概要

立地条件	珠江デルタ地域の中央に位置し、世界有数の貨物取扱量（2008 年のコンテナ取扱量で世界第 8 位、中国第 4 位）を誇る広州港の複数ある代表的な港区の一つ
面積	7.06 km <sup>2</sup> （第 1 期区画は 3.7 km <sup>2</sup> ）
区画	埠頭作業区・物流作業区・輸出加工作業区・公共検査区・海上輸送作業区他
機能	保税港区内で「輸出入貨物及び通関手続前貨物の保管」「中継貿易を含めた輸出入」「国際貨物の購入・販売・輸送・積替」「商品の展示・検査補修・研究開発・加工・製造」「港湾作業」「税関の認可を得たその他業務」等が可能

### 2. 保税港区の利点

保税港区には税関の特殊監督管理区域である「保税区」「物流園区」「輸出加工区」の機能が兼ね備えられており、保税港区を利用する企業にとって、以下の通りの主要な利点があります。

- (1) 国外または中国国内の保税港区外から入区する貨物は保税扱いとなる（貨物が国外または中国国内の区外に搬出される際に、その貨物の取扱い状況に応じて保税港区にて輸入通関を行う）
- (2) 中国国内の区外より保税港区に搬入されると中国の通関上輸出とみなされ、保税港区外の販売業者は“輸出者”として増値税の還付申請ができる
- (3) 保税港区内の企業間取引には増値税や消費税等が課されない

### 3. まとめ

南沙保税港区には珠江デルタ地帯の中央に位置する地理的優位性があり、従来、香港で貨物を通関していた広州市周辺の製造業企業にとっては、生産現場からより近い同保税港区を利用することで、保税港区への貨物入区が輸出と看做されるというメリットは勿論のこと、実際に国外に輸出する場合と比較して倉庫代や輸送コストの低減効果も想定されます。広東省にこのような保税港区の供用が開始されたことにより、広州周辺地域の経済発展や広東省の国際競争力アップ等が期待され、進出企業からも利便性の改善ぶりに注目が集まっています。

【出所:南方日報電子版他】

照会先:法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京)電話 03-5223-6672  
(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。 \* 禁無断転載